**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道松前郡福島町字月崎三五四番地の八、最後の住所北海道松前郡福島町字月崎三六三番地の一五〇　被相続人　亡　松谷　克俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

北海道函館市中道二丁目一番二〇号

相続財産管理人　森越　清彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県郡山市桃見台一四〇番地、最後の住所福島県郡山市桃見台六番一三号

被相続人　亡　智野　裕視

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

福島県郡山市麓山一丁目七番一六号

相続財産管理人　渡邊　真也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都文京区水道二丁目四番、最後の住所東京都文京区水道二丁目四番二〇号

被相続人　亡　宮間　あい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都新宿区大久保二丁目四四番地、最後の住所東京都小金井市関野町二丁目一番九号

被相続人　亡　川口富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江東区南砂四丁目六九〇番地、最後の住所東京都江東区南砂四丁目五番七号

被相続人　亡　石田　文藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不詳、最後の住所東京都東村山市富士見町二丁目一番地三　万寿園

被相続人　亡　谷　ツヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目一二番二号岡部ビル二階

相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県黒川郡富谷町二ノ関字大沢一番地一、最後の住所東京都墨田区江東橋四丁目五番五―三〇一号　被相続人　亡　亘　祐二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　荒井　正児

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市鶴見区豊岡町二六九番地、最後の住所横浜市鶴見区豊岡町一三番五号

被相続人　亡　中山　昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

横浜市中区太田町一丁目九番地神奈川県興業ビル四階　相続財産管理人　瀬古　宜春

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県阿賀野市中央町二丁目五九二番地、最後の住所長野市戸隠豊岡一三八四番地

被相続人　亡　福澤　悌治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

長野市大字安茂里一八六三番地一

相続財産管理人　田下　佳代

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市港区東茶屋一丁目四三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂野　順治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル五階

相続財産管理人　弁護士　大町　亘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪市旭区今市二丁目六七番地、最後の住所京都府京田辺市大住仲ノ谷一四番地の一

被相続人　亡　本告　景隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

事務所京都市中京区高倉夷川上る福屋町七三〇わかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩永　達也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県高崎市八島町八九番地、最後の住所山口県宇部市東平原二丁目八番一四号

被相続人　亡　藤本　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

山口県宇部市常盤町一丁目六番四六号

相続財産管理人　弁護士　大田　明登

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県防府市大字富海二四四五番地二、最後の住所山口県周南市清水町一番三三号

被相続人　亡　吉武　春見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

山口県周南市岐山通二丁目一五番地

相続財産管理人　谷村　健一

## 第87期決算公告

平成21年8月31日　埼玉県川口市宮町18番19号

**株式会社川金ビジネスマネジメント**

代表取締役社長　鈴木　信吉

**貸借対照表の要旨**　（平成21年3月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 9,366,905 | 流動負債 | 7,806,434 |
| 固定資産 | 4,693,306 | 固定負債 | 3,715,320 |
| | | 株主資本 | 2,411,352 |
| | | 資本金 | 90,000 |
| | | 資本剰余金 | 188,043 |
| | | 資本準備金 | 187,912 |
| | | その他資本剰余金 | 131 |
| | | 利益剰余金 | 2,133,309 |
| | | 利益準備金 | 250,000 |
| | | その他利益剰余金 | 1,883,309 |
| | | （うち当期純利益） | (956,284) |
| | | 評価・換算差額等 | 127,105 |
| 資産合計 | 14,060,211 | 負債・純資産合計 | 14,060,211 |